

川崎市バス共通 I C カードシステム導入補助金交付要綱

平成 18 年 1 1 月 1 5 日市長決裁

1 8 川 交 第 1 4 9 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般乗合旅客自動車運送事業者（一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するバス車両を貸与する者を含む。）が行うバス共通 I C カード乗車券の共通化・相互利用化に関するシステムの導入事業に必要な経費について、その一部をバス共通 I C カードシステム導入補助金として事業者に交付することにより、バス利用を促進するとともに、道路混雑の緩和、地域環境の改善に資することを目的とする。

(国との協調)

第 2 条 この要綱が目的とする事業は、国の「公共交通移動円滑化設備整備事業」及び「バス利用促進等総合対策事業」と協調して行うものとする。

(補助対象事業者等)

第 3 条 補助対象事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者で、川崎市内に営業所を有する事業者とし、かつ、その営業所に属する車両とする。

(補助事業及び補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、公共交通移動円滑化設備整備費補助金交付要綱（平成 12 年 1 1 月 1 5 日運計第 1 5 3 号）第 3 条に定める公共交通移動円滑化設備、又は自動車事故対策費補助金交付要綱（昭和 5 5 年 9 月 1 2 日自保第 1 5 1 号）第 3 条に定める個別対策事業でバス共通 I C カード車載機器を導入する事業とする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、バス共通 I C カードシステム導入事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額以内の額とし、予算の範囲内において決定する。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、川崎市バス共通 I C カードシステム導入補助金交付申請書（第 1 号様式）を、補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 8 条第 1 項に規定する会計年度をいう。）の 1 1 月 1 5 日までに、川崎市長（以下、「市長」という。）に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第 4 号に掲げ

る書類については、前項に規定する補助金交付申請の提出期限までに提出することが困難な場合には、補助金の交付を受けようとする者の確約書をもってこれに代えることができる。この場合において、同号に掲げる書類は、補助事業に係る事業の完了の日までに提出しなければならない。

- (1) 申請者の営む主な事業を記載した書類
- (2) 補助事業の経費のうち、補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類
- (3) 補助事業の効果を記載した書類
- (4) 国の負担を証する書類
- (5) 当該事業年度を含む「バス共通ＩＣカードシステム」導入計画書
- (6) 補助対象経費の算出の基礎がわかる書類（見積書、見積明細、仕様書等）
- (7) 「公共交通移動円滑化設備整備事業計画書」または、「都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業計画書」
- (8) 車載する車両導入リスト（車両登録番号及び配置営業所名）及び車検証

（補助金の交付条件）

第7条 市長は、補助金の交付決定に際し、その目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、第6条の申請を受理した場合において、速やかに当該申請書に係る書類を審査し、その内容が適当と認めるときには、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときには、速やかに川崎市バス共通ＩＣカードシステム導入補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付決定の内容、交付の条件及びその他必要な事項を申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第9条 補助事業者が、補助事業の内容又は補助対象経費について変更しようとするときは、あらかじめ、川崎市バス共通ＩＣカードシステム導入補助金交付事業計画変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付決定の変更及び通知）

第10条 市長は、前条の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

2 市長は、補助金の交付の変更を決定したときには、速やかに川崎市バス共通ＩＣカードシステム導入補助金交付決定変更通知書（第4号様式）により、交付決定の内容、交付の条件及びその他必要な事項を申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第8条第2項及び前条第2項の通知後において、申請を取り下げようとするときは、速やかに申請し、その承認を得なけれ

ばならない。

- 2 前項の規定により申請を取り下げることができる期間は、第8条第2項又は第10条第2項の規定による通知があった日から30日以内とし、取り下げの申請をしようとする者は、川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付申請取り下げ届出書（第5号様式）を、市長に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止の承認申請）

- 第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（事故報告）

- 第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付事業事故報告書（第7号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、補助事業が当該年度内に完了しない場合には、当該年度の3月15日までに提出しなければならない。

（実績報告）

- 第14条 補助事業者は、補助事業に係る事業の完了（補助事業の廃止の承認を含む。以下同じ。）の日から起算して、30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付事業完了実績報告書（第8号様式）（補助事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、第8号様式の例による補助事業廃止実績報告書。以下同じ。）を市長に提出しなければならない。なお、提出期日の末日が休日である場合、翌日を提出期日とする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、補助事業の廃止の承認を受けた場合はこの限りでない。

- (1) 請求書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 領収書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 自動車検査証の写し及び車載した車両リスト
- (4) 写真
- (5) 国の交付決定通知書の写し
- (6) その他参考となる書類

（補助金額の決定）

- 第15条 市長は、補助事業完了実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金額確定通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、現地調査をすることができる。

- 3 補助金の額の確定は、補助事業の実施に要した補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額と

交付決定額（交付決定額が変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付及び請求）

第16条 市長は、前条の規定による補助金額確定後、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金額確定通知書を受けた後、速やかに補助金の交付を受けるため所定の請求書を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- （2） 補助金を他の用途に使用した場合
- （3） 第15条第2項の規定による調査について、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合
- （4） 第9条の規定による申請の取り下げに係る書類の提出があった場合
- （5） 第12条の規定による申請の補助事業の中止又は廃止に係る書類の提出があった場合
- （6） 補助金の交付、決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- （7） その他、この要綱に違反したと認められる場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

3 第8条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助事業者が補助金の交付を受けたにもかかわらず、補助金の交付を受けた会計年度内（国における出納整理期間を含む。）に国から川崎市と協調する所要の補助金の交付を受けなかった場合には、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助金を受けてから5年が経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、変換し、廃棄し、貸付し、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第10号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 取得財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(帳簿の保存)

第19条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

第20条 (その他)

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年11月15日から適用する。

川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付申請書

(あて先) 川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名(代表者名) 印

川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助事業の内容

(1) 導入を予定する営業所名（以下「営業所」という。）とその所在地

(2) 営業所の営業区域

3 補助事業の補助金によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法

補助事業の経費	国庫補助金	地方公共団体補助金	不足分負担者
円	円	円	円

4 補助対象経費の内訳

(単位：円)

	補助対象設備	補助対象事業の着手及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
1				
2				
⋮				
計				

5 補助事業の効果

6 当該事業年度を含む「バス共通ICカードシステム」導入計画

第2号様式（第8条第2項）

川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

年 月 日付け第 号で申請のあった川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金
については、次のとおり交付決定しましたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

印

補助金の交付の対象となる事業、補助金の額及び補助対象経費は、次のとおりとする。

事 業 名

補助対象経費 円

補 助 金 額 円

第3号様式（第9条）

年 月 日

川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付事業計画変更承認申請書

（あて先）川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名） 印

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定通知のあった川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付事業の一部を変更する必要があるので、川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 補助金交付申請書（写し）に変更する部分を上段のかっこ書きしたもの
- 4 その他必要な書類

第4号様式（第10条第2項）

川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付決定変更通知書

川崎市指令 第 号

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって補助金の交付決定をし、 年 月 日に補助事業の変更承認申請のあった、川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金については、次のとおり変更したので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

1 変更後の補助金の額

金 _____ 円

2 補助事業の内容等

	川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金事業	
変更前の補助金の額	金	円
変更後の補助金の額	金	円
変更による増減額	金	円

3 補助事業及び変更内容

川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金に係る補助事業計画変更承認申請書のとおりとする。

4 補助金交付の条件

第5号様式（第11条第2項）

年 月 日

川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付申請取下届出書

（あて先）川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名） 印

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定通知のあった川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金については、次の理由により取下げます。

1 補助金額

2 申請年月日

3 理由

年 月 日

川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付事業中止（廃止）承認申請書

（あて先）川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名） 印

年 月 日付け川崎市指令 第 号により、補助金の交付決定通知のありました、川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付事業について、次の理由により、同事業を中止（廃止）したいので、川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり申請します。

1 事業を中止（廃止）する理由

2 事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定期日

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定期日 年 月 日 ～ 年 月 日

3 その他必要な書類

第7号様式（第13条）

年 月 日

川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付事業事故報告書

（あて先）川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名） 印

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定通知のありました、川崎市バス共通ICカード導入補助金交付事業について、川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助事業者の対処方針
- 4 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

年 月 日

川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金に係る補助事業完了実績報告書

(あて先) 川 崎 市 長

申請者住所 (所在地)

申請者氏名 (代表者名) 印

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって補助金の交付決定のありました川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付事業を完了したので、川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業に要した経費

	補助対象設備	補助対象経費	補助金額
1			
2			
⋮			
計			

2 完了した補助事業の概要

- (1) 導入した車種
- (2) 導入した営業所

3 補助事業の完了年月日 年 月 日

4 その他添付書類

- (1) 請求書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 領収書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 自動車検査証の写し及び車載した車両リスト
- (4) 写真
- (5) 国の交付決定通知書の写し
- (6) その他参考となる書類

第9号様式（第15条第1項）

川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金額確定通知書

川崎市指令 第 号

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

年 月 日付けで完了実績報告のありました川崎市バス共通ICカード導入補助金交付事業の補助金額を次のとおり確定しましたので通知します。

補助金額は、次のとおりです。

補助金額 金 _____ 円

年 月 日

川 崎 市 長

印

年 月 日

財 産 処 分 承 認 申 請 書

（あて先）川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名） 印

川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付事業に係る財産を次のとおり処分したいので、川崎市バス共通ICカードシステム導入補助金交付要綱第18条第3項の規定により、次のとおり申請します。

1 処分しようとする財産

(1) 車 種

(2) 所在地

2 処分の内容

3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地

4 処分の相手方の利用方法

5 処分しようとする理由

6 処分しようとする財産の取得に関する明細